



検疫所とは

- 厚生労働省の施設等機関

- 業務は大きく2つに分かれます
 - 海外からの感染症の侵入を防ぐ
検疫法に基づく
 - 輸入食品の監視・指導
食品衛生法に基づく

我が国の食糧自給率 ＜60%が輸入食品です＞

		年度											
		昭和 40	50	60	平成 1	5	7	9	11	12	13	14	
主要品目の品別自給率	米	95	110	107	100	75	104	99	95	95	95	96	
	小麦	28	4	14	16	10	7	9	9	11	11	13	
	豆類	25	9	8	9	4	5	5	6	7	7	7	
	野菜	100	99	95	91	88	85	86	83	82	82	83	
	果実	90	84	77	67	53	49	53	49	44	45	44	
	肉類	90	77	81	72	64	57	56	54	52	53	53	
	鶏卵	100	97	98	98	96	96	96	96	95	96	96	
	牛乳・乳製品	86	81	85	80	80	72	71	70	68	68	69	
	魚介類	100	99	93	83	67	57	59	56	53	48	46	
	砂糖類	31	15	33	35	31	31	29	31	29	32	34	
供給熱量総合食糧自給率		73	54	53	49	37	43	41	40	40	40		

輸入食品の監視体制の沿革

- 昭和22年・食品衛生法の制定
- 昭和26年・輸入食品検査業務の開始
 - * 厚生省所属の食品衛生監視員11名を
7検疫所(小樽、横浜、清水、名古屋、
神戸、門司、長崎)に配置
- 昭和32年・食品等の輸入届出制度化
- 平成 3年・輸入食品・検疫検査センター設置
- 平成 6年・輸入食品全般のモニタリング検査強化
- 平成 9年・輸入食品相談指導室の設置

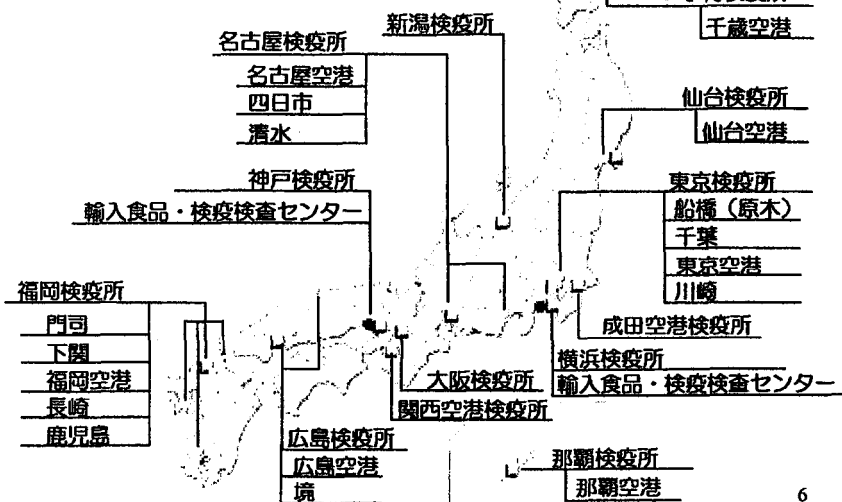
4

検疫所における現在の 輸入食品監視体制

- 食品衛生監視員数……………295名
- 輸入食品等届出窓口……………31カ所
- 検査施設
 - 輸入食品・検疫検査センター(2カ所)
横浜・神戸
 - 検査課(6カ所)
東京・名古屋・大阪・福岡
成田空港・関西空港

5

食品等輸入届出窓口 配置状況



6

検疫所における輸入食品監視業務

- 食品等輸入届出書の受理
 - 書面提出、FD提出、NACCS端末による届出
- 届出書の審査・指導
 - FAINSシステムによる審査
- 食品等の検査
 - 命令検査、指導検査、行政検査、モニタリング検査
- 事前の輸入相談指導

7

食品等を輸入した場合・・・

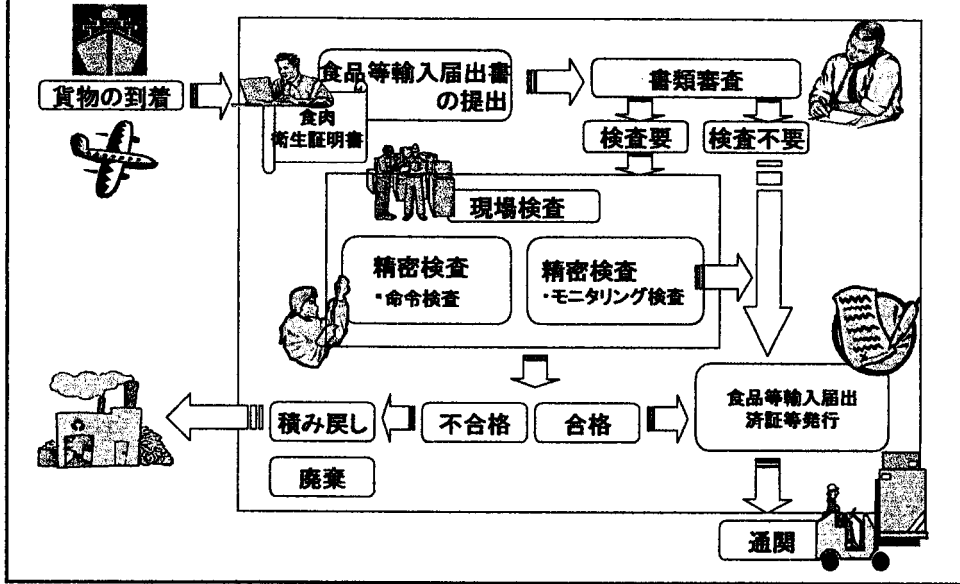
販売の用に供し
営業上使用する

食品・添加物・器具・容器包装
おもちゃ

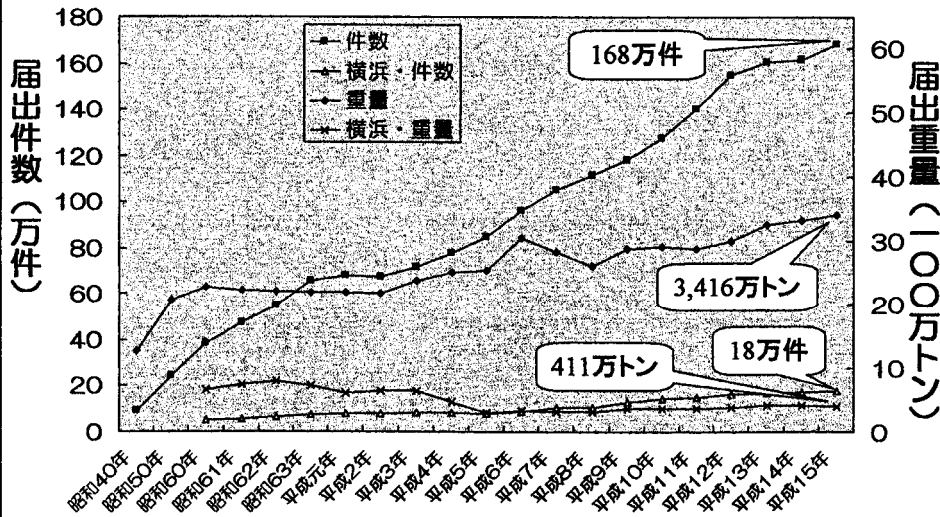
を輸入しようとする者は、
その都度、厚生労働大臣に届け出なければ
ならない。（食品衛生法第27条）

8

検疫所における食品等の輸入手続



食品等輸入届出件数・重量(全国・横浜)

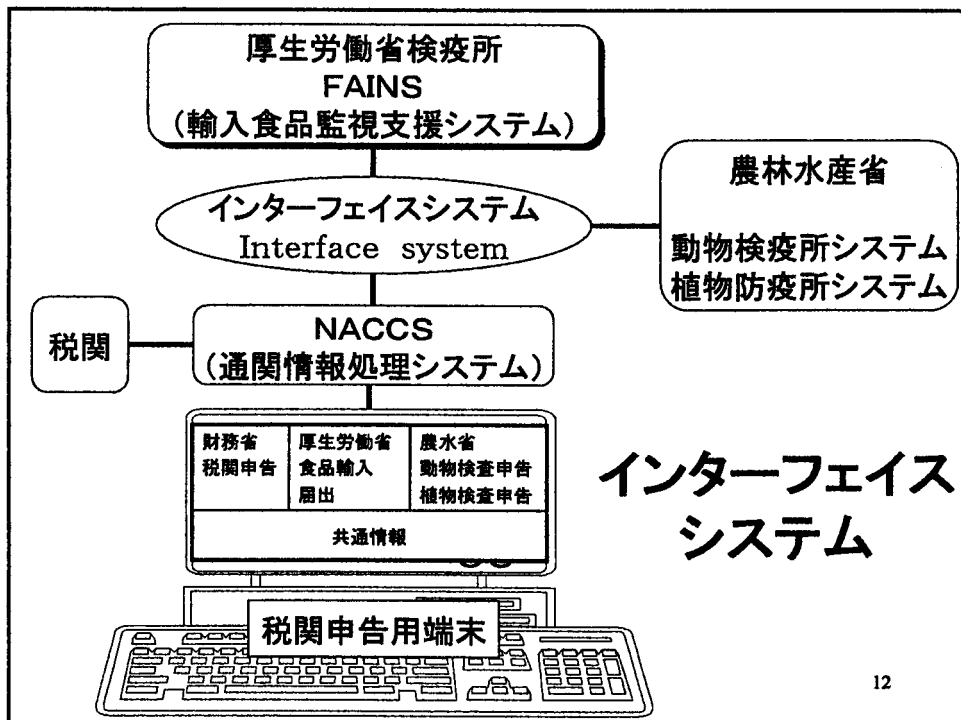


輸入食品監視支援システム (FAINS)

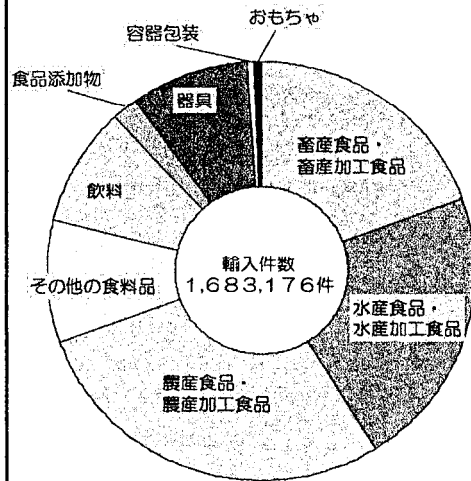
- 輸入手続きのペーパーレス化と的確かつ効率的な検査の実施を目的とする
 - 平成8年 FAINSシステムの稼働
 - 平成9年 通関情報処理システム(NACCS)とのインターフェイス化される

■ FAINSの利用率 約90%

11

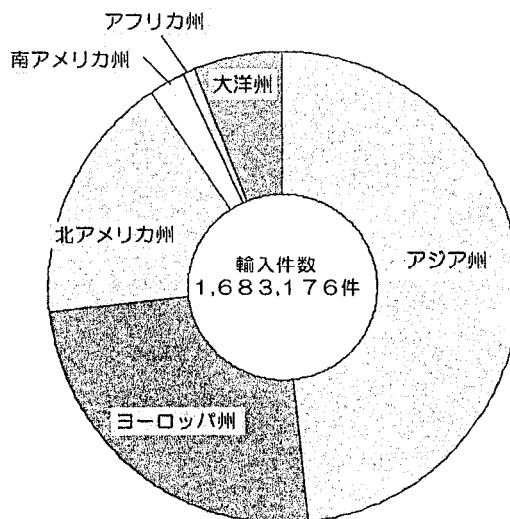


品目別輸入件数の構成 (平成15年・全国)



品目分類	届出件数	構成比 (%)
畜産食品・畜産加工食品	327,058	19.4
水産食品・水産加工食品	364,552	21.7
農産食品・農産加工食品	478,168	28.4
その他の食料品	156,853	9.3
飲料	157,423	9.4
食品添加物	32,694	1.9
器具	146,265	8.7
容器包装	8,972	0.5
おもちゃ	11,191	0.7
合計	1,683,176	100

地域別輸入件数の構成 (平成15年・全国)



地域	輸入件数 (件)	構成比 (%)
アジア州	811,606	48.2
ヨーロッパ州	420,915	25.0
北アメリカ州	291,593	17.3
南アメリカ州	43,975	2.6
アフリカ州	13,460	0.8
大洋州	101,629	6.0
不明地域	1	0.0
合計	1,683,179	100

輸入食品の検査制度(1)

■ 命令検査

- 輸出国の事情、食品の特性、同種食品の不適合事例から、食品衛生法の不適合の可能性が高い食品等について、厚生大臣が輸入者に検査を命ずる検査
- 輸入者が自ら費用を負担し、登録検査機関で検査を実施し、適法と判断されるまで輸入手続を進めることができない

15

輸入食品に係る検査制度(2)

■ モニタリング検査

- 食品の種類毎に、輸入量、輸入件数、違反率及び衛生上の問題が発生した場合の危害度を勘案した年間計画に基づき検疫所が検査を実施
- 衛生状況を把握しながら、円滑な輸入流通を目的としていることから、試験結果の判明を待たずに輸入手続を進めることができる

16

輸入食品に係る検査制度(3)

■ その他の検査

- ▶ 初めて輸入される食品等の検査、不適格食品等の確認、輸送中に事故が発生した食品等の確認検査を検疫所の食品衛生監視員により実施する検査 (行政検査)
- ▶ 初回輸入時や定期的な輸入時に、輸入者としての衛生確保義務の観点から、必要な項目について確認試験を行うよう検疫所から指導を行う検査 (指導検査)

17

モニタリング検査計画(平成16年度)

品名	検査項目	延検査数
畜産食品	抗生物質等・残留農薬・成分規格等	10,000
畜産加工食品	抗生物質等・添加物・成分規格等	4,300
水産食品	抗生物質等・添加物・成分規格等	3,600
水産加工食品	抗生物質等・添加物・成分規格等	14,000
農産食品	残留農薬・カビ毒・GMO	23,900
農産加工食品	残留農薬・添加物・成分規格等・カビ毒・GMO	8,400
その他の食料品	添加物・成分規格等	4,100
飲料	添加物・成分規格等	1,900
添加物・器具等	成分規格等	1,300
検査強化食品分		4,500
総計		76,000

平成16年度輸入食品監視指導計画より